

## ジメトモルフに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年11月24日～令和4年12月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>殺菌剤ですから、食物そのものへの悪影響のみならず、環境中の生物への影響も懸念されます。特定の菌を殺せば、環境のバランスは崩れるのは間違いなく、それがすぐに出るかどうかわからないだけで、こういうものは使用自体を禁止すべき。</p> <p>また、評価対象は実際に使われる製剤としてではなく、個別の成分のみで評価されており、補助成分等の影響は全く考慮されていないし、他の農薬との複合影響も全く検証していないのは、相変わらずで残念。参照資料に非公表が多いのは、この案件でも同様に問題。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</li> <li>・ 農薬の登録、環境中の生物への影響に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び環境省に情報提供いたします。</li> <li>・ 食品安全基本法に基づき評価要請を受けたジメトモルフについては、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日食品安全委員会決定）に従って評価を行っています。また、製剤に用いる補助成分の規制については、農林水産省で導入に向けた手続きが進められているものと承知しており、いただいた御意見は、農林水産省に情報提供いたします。</li> <li>・ 複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</li> <li>・ 参照資料は、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に基づき、原則として公開することとされていますが、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が</li> </ul>

	<p>開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開としております。資料のうち、試験の概要を記載した農薬抄録等については、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」（令和2年5月20日農薬第一専門調査会決定）に基づき、専門調査会での審議終了後に、申請者の知的財産に係る内容がマスキングされた閲覧用資料を事務局において公開しています。</p>
--	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。